

事業所承認規則

規則

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 規則 第17号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月30日 規則 第17号
事業所承認規則の一部を改正する規則

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

-4.を次のように改める。

-4. 審査及び承認は、事業者からの申込により行う。申込書はAM-TM(J), AM-IW(J), AM-TH(J), AM-RC(J), AM-VT(J), AM-FE(J), AM-LR(J), AM-LA(J), AM-ED(J), AM-LM(J), AM-RI(J), AM-TT(J), AM-CS(J), AM-BW(J), AM-NT(J), AM-CT(J), AM-HM(J)及びAM-1-R1を用いること。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2023年6月30日から施行する。

1 編 総則

2 章 審査

2.3 承認審査

-3.(3)を次のように改める。

-3. 現地調査

前-2.に規定する書類調査の結果が良好である場合、次の(1)から(3)に従い、現地調査を行う。

(1)及び(2)は省略)

(3) サービスの提供事業所の現地調査は、次の(a)及び(b)による。

(a) 事業所が、前-2.に規定する書類調査によって調査された資料に従って適切に組織及び管理されていることを確認する。

(b) 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し、良好な試験結果であることを確認し、当該サービスを提供する能力があることを確認する。なお、本会が適当と認める船級協会により承認を既に受けている事業所にあつては、実施された模擬試験の結果を確認することとして差し支えない。

2.5 更新審査

-2.を次のように改める。

-2. 更新審査では、本会は 2.3 に規定する承認審査に準じて審査を行う。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、審査の内容を軽減することがある。~~ただし、サービスの提供事業所の模擬試験にあつては、前回の承認又は更新以降に本会検査員によって、当該事業所がサービスを提供する能力を有することが確認されていることを条件とする~~実施し、本会が適当と認める船級協会により認められた当該事業所のサービスの結果を確認することとして差し支えない。

2 編 製品の製造事業所に対する承認の要件

3 章 品質システムの管理要件

3.2 品質システムを構成する管理要素

3.2.7 検査及び試験の管理

-4.(3)を次のように改める。

-4. 本会規則により要求される検査及び試験

(1)及び(2)は省略)

(3) 本会規則により非破壊検査試験が要求される場合、作業者は本会が適当と認める資格を有しなければならない。

3.2.12 を次のように改める。

3.2.12 教育, 訓練

製品の品質に影響する活動に従事するすべての人々に対して適切な教育, 訓練が行われなければならない。この場合において、溶接作業、非破壊検査試験等特に定められた業務に従事する人々に対して、その能力の向上及び維持のために資格認定等特別な配慮がなされなければならない。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

2 章 板厚計測事業所

2.5 を削り，2.6 を 2.5 に改める。

~~2.5 模擬試験~~

~~2.5.1 模擬試験~~

~~実船により板厚計測の模擬試験を行い，提出資料に記載されている板厚計測作業ができることを確認しなければならない。~~

2.6~~5~~ 本会への報告

2.6~~5~~.1 確認

事業所は，各計測結果について確認を受け，報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

2.6~~5~~.2 報告

試験報告書は，本会が適当と認めた書式を用いて作成しなければならない。

3 章 水中検査事業所

3.5 を削り，3.6 を 3.5 に改める。

~~3.5 模擬試験~~

~~3.5.1 模擬試験~~

~~実船により水中検査の模擬試験を行い，提出資料に記載されている水中検査ができることを確認しなければならない。~~

3.6~~5~~ 本会への報告

3.6~~5~~.1 確認

事業所は，各計測結果について確認を受け，報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

4章 無線検査事業所

4.5 を削る。

~~4.5 模擬試験~~

~~4.5.1 模擬試験~~

~~実船により無線検査の模擬試験を行い、提出資料に記載された無線検査ができることを確認しなければならない。~~

5章 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所

5.5 を削り、5.6 及び 5.7 を 5.5 及び 5.6 に改める。

~~5.5 模擬試験~~

~~5.5.1 模擬試験~~

~~実船において航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の性能試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された性能試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

5.6~~5~~ 本会への報告

5.6~~5~~.1 試験報告書

(-1.から-3.は省略)

5.7~~6~~ 証明書の発行

5.7~~6~~.1 船舶の所有者／運用者への証明書の発行

事業所は、年次の性能試験の証明書を、年次の性能試験の完了の 45 日以内に船舶の所有者／運用者に発行しなければならない。

6章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.2 品質システム

6.2.3 事業所が参照すべき文書

-1.を次のように改める。

-1. 消防設備の検査及び整備を行う事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(15)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの
- (2) 消火装置の保守及び整備中の適切な状態を示した型式承認書
- (3) MSC.1/Circ.1318 (改正を含む。)
- (4) SOLAS 条約 (改正を含む。)
- (5) 火災安全設備コード (改正を含む。)
- (6) ISO 6406 (改正を含む。)
- (7) 装置の製造者の承認又は認可資料に規定される文書
- (8) MSC.1/Circ.670 (改正を含む。)
- (9) MSC.1/Circ.798 (改正を含む。)
- ~~(10) MSC.1/Circ.799 (改正を含む。)~~
- (11) MSC.1/Circ.1312 (MSC.1/Circ.1312/Corr.1 及びその後の改正を含む。)
- (12) MSC.1/Circ.1432 (MSC.1/Circ.1516 及びその後の改正を含む。)
- ~~(13) A.951(23) (改正を含む。)~~
- (14) MSC.1/Circ.1370 (改正を含む。)
- (15) 事業所が検査及び整備を行う消防設備に関する IMO が策定した指針

6.5 を削る。

~~6.5 模擬試験~~

~~6.5.1 模擬試験~~

~~消防設備及び呼吸具に関する検査及び整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

7章 救命設備の整備事業所

7.1 一般

7.1.1 適用

(4)を削り，(5)を(4)に改める。

本章の規定は，次に掲げる救命設備の整備を行う事業所に対して適用する。

- (1) 膨脹式救命いかだ
- (2) 膨脹式救命胴衣
- (3) 水圧式離脱装置
- ~~(4) 膨脹型救助艇~~
- (5) 海上脱出装置

7.2 品質システム

7.2.3 事業所が参照すべき文書

(5)を次のように改める。

事業所は，次の(1)から(6)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) A.761(18) (MSC.55(66)及びその後の改正を含む。)
- (2) MSC.55(66) (改正を含む。)
- (3) MSC.1/Circ.1328 (改正を含む。)
- (4) 必要に応じた整備業者の修理マニュアル，サービス会報，指示書及び訓練の手順書
- (5) 膨脹式救命いかだ，~~膨脹型救助艇~~，膨脹式救命胴衣及び水圧式離脱装置の保守及び／又は整備の際に適切なすべての条件を示す型式証明書
- (6) 海上脱出装置に関する SOLAS Conference Resolution 4 (1995)及び救命設備コード4章 (改正を含む。)

7.3 技術者及び監督者

7.3.1 資格等

-1.を次のように改める。

-1. 膨脹式救命胴衣及び~~膨脹型救助艇~~以外の救命設備の整備を行う事業所は，船舶安全法第6条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）又は国土交通省「船舶検査の方法」附属書Hの規定に基づき管海官庁が承認したサービス・ステーションでなければならない。ただし，当該事業場又はサービス・ステーションとなることが困難な場合にあつては，この限りではない。

-2. 事業所は，承認を受ける対象となる救命設備の特定の型式及び種類に関し，整備を

行うことについて当該設備の製造者から認可又はライセンスを受けていることを示す証明文書を提示しなければならない。

7.5 を削る。

~~7.5 模擬試験~~

~~7.5.1 模擬試験~~

~~救命設備に関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

8 章 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所

8.5 を削る。

~~8.5 模擬試験~~

~~8.5.1 模擬試験~~

~~実船において超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

9 章 塗装システムの認定試験事業所

9.6 を削る。

~~9.6 模擬試験~~

~~9.6.1 模擬試験~~

~~塗装システムの認定試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された認定試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

10章 救命艇，救助艇，進水装置及び離脱装置の保守， 詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所

10.1 一般

10.1.1 適用

(1)を次のように改める。

本章の規定は，次に掲げる救命設備の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理を行う事業所に対して適用する。

- (1) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。）~~及び全ての救助艇，~~（膨脹型救助艇及び高速救助艇を含む。）
- (2) 救命艇，救助艇，高速救助艇及びダビット進水式の救命いかだ用の進水装置（自由降下進水式救命艇用の進水装置の1次及び2次手段を含む。）並びに負荷及び無負荷離脱装置

10.1.2 承認

-2.を次のように改める。

-2. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則（改正を含む。）に従い実施する救命艇，救助艇，~~高速救助艇，~~進水装置及び離脱装置の保守，詳細点検，作動試験，修理及び開放に従事する事業所は，MSC.402(96)（改正を含む。）に従いサービスを提供する装置の型式及び種類ごとに **10.1.1** に掲げる業務を行うための承認を得なければならない。

当該承認にあつては，少なくとも次の**(1)**及び**(2)**によらなければならない。

（(1)及び(2)は省略）

10.2 品質システム

10.2.1 作業手順書

(1)を次のように改める。

事業所は，**1.2.4** に定める作業手順書に，少なくとも次の事項を記載し，文書として所持しなければならない。

- (1) 救命艇，救助艇，~~高速救助艇，~~進水装置及び離脱装置の整備の準備及び実施
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録書及び宣言書の発行

10.4 を削り， 10.5 及び 10.6 を 10.4 及び 10.5 に改める。

~~10.4 模擬試験~~

~~10.4.1 模擬試験~~

~~実船において救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置及び／又は離脱装置に関する整備作業の模擬試験を行い，提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

10.54 整備に使用する装置及び設備

10.54.1 整備に使用する装置及び設備

救命設備の整備のため，事業所は，次の(1)から(3)に掲げる装置及び設備を利用できるように所持しなければならない。

(1)から(3)は省略)

10.65 報告

10.65.1 報告

報告書は，MSC.402(96)（改正を含む。）の第 5.3 項の要件に従ったものとしなければならない。詳細点検，作動試験，開放及び修理が完了した場合，当該作業を実施した製造者又は認可された事業所は，救命艇の装置が目的に適合していることを確認した旨の宣言書を速やかに発行するものとする。当該宣言書には，人員の認定及び事業所の認可に関する有効な文書の写しを含めなければならない。

16章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

16.4 装置

16.4.1 装置

(8)を次のように改める。

船舶及び海洋構造物の精密検査に使用する装置として、事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

(1)から(7)は省略)

(8) 実施される作業に関連する板厚計測及び/又は非破壊検査試験を行うための装置
(サービスの一部である場合)

16.5 を削り， 16.6 を 16.5 に改める。

~~16.5 模擬試験~~

~~16.5.1 模擬試験~~

~~実船により遠隔検査技術を用いた精密検査の模擬試験を行い，提出資料に記載されている精密検査ができることを確認しなければならない。~~

16.6~~5~~ 本会への報告

16.6~~5~~.1 検査員による確認

事業所は，各作業について確認を受け，報告書に検査員の署名を受けなければならない。

18章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

18.2 品質システム

18.2.3 を次のように改める。

18.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(8)に掲げる IMO 文書（その後の改正を含む。）を常時利用可能にしておかなければならない。

- (1) Res. MEPC.300(72)
- (2) Res. MEPC.173(58)
- (3) BWM.2/Circ.42/Rev.2
- (4) BWM.2/Circ.70/Rev.1
- (5) BWM.2/Circ.61
- (6) BWM.2/Circ.69
- ~~(7) Res. MEPC.279(70)~~
- (8) Res. A.1120(30)/1156(32) (改正を含む。)

18.3 技術者

18.3.1 教育・訓練・資格等

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.に加え、**18.1.1-1.(1)**にいうサンプル水分析を実施する技術者は、次の**(1)**から**(45)**に掲げる事項を満足するものでなければならない。

- (1) (省略)
- (2) 詳細分析を実施する場合にあっては、詳細分析手法及び機器の適切な使用に関する訓練を受けていること。(機器の適切な使用を確認するため、本船上で訓練記録の確認及び／又はインタビューが実施される場合がある。)
- ~~(23)~~ (省略)
- ~~(34)~~ (省略)
- ~~(45)~~ (省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2026年6月30日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。